

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 6 日

関係機関・団体 各位

警察庁生活安全局生活安全企画課長

一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の規制措置の周知について（依頼）

平素から、警察行政につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）」では、水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和 2 年 12 月 31 日から原則禁止となります（一部の特定水銀使用製品については、平成 30 年 1 月 1 日から既に規制が開始されています）。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品として令和 2 年 12 月 31 日より製造等が禁止となります。一般照明用の高圧水銀ランプを引き続き使用いただくことは可能ですが、交換のための高圧水銀ランプは将来的には入手できなくなりますので、LED 照明等への計画的な切替え等を検討いただくことが推奨されます。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物処理法に沿って適正に処理していただく必要があります。

つきましては、体育館や公園等で広く用いられている一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置について正しく理解していただくため、貴団体内及び貴団体に所属する事業者等に対して、本規制措置を広く周知いただくようお願いいたします。

<添付資料>

- ・一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置についての広報チラシ（環境省・経済産業省作成）
- ・「緊急！水銀ランプをお使いの皆様へ」チラシ（日本照明工業会作成）

<本規制措置等に関する問い合わせ先>

環境省 環境保健部 水銀対策推進室

TEL：03-5521-8260

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-0080